

国土建労第 9 9 9 号
令和元年 11 月 19 日

(一社)全国建設業協会 殿

国土交通省 土地・建設産業局建設市場整備課長
小笠原 憲



高力ボルトの需給安定化に向けた対策の徹底等について（協力要請）

平素より国土交通行政に対して多大なるご理解とご協力を賜り、また、高力ボルトの需給安定化に向けては、「高力ボルトの需給安定化に向けた契約適正化の対応について（協力要請）」（令和元年 5 月 17 日国土建労第 54 号）」により積極的にご対応いただき、感謝申し上げます。

当省では、本年 7 月に貴団体会員企業に御協力いただき、高力ボルト実需の実態調査を行いました。この結果、鉄骨使用量に対する高力ボルトの必要量(実需)は、近年(H28～H30 年度)大きな変化はなく、また鉄骨需要量(推定)も近年横ばいで推移していることから、高力ボルトの需要量(実需)自体が急増しているとは考えにくく、需給のひっ迫の要因は、市場の混乱に基づく仮需要の一時的な増加によるものと推定されます。

また、本年 10 月に、3 回目となる『高力ボルトの需給動向に関する調査』を実施しましたところ、本年 3 月に実施した前回調査時よりも納期は短縮し、需給動向も緩和しており、標準的な『発注様式』の活用効果が認められました。一方で、課題として本調査から調査対象業者の内、30～40%の業者が発注様式を活用していないことが明らかとなりました。

つきましては、引き続き需要側が高力ボルトを発注する際には、流通業者（商社、問屋、特約店）がボルトメーカーに対して本様式に基づいて注文ができるよう、本様式に必要な発注情報を網羅的かつ的確に受注者に提供することについて、特段のご配慮をお願い致します。

また、高力ボルトメーカーからは、注文に基づき製造した後に、注文側の都合で引き渡しが完了しない滞留在庫により、供給効率の低下に繋がっているという課題も指摘されております。この状況を踏まえ、需要側においても、供給能力の確保への適切な配慮をお願い致します。

併せて、本通知の趣旨について、貴団体会員企業への周知徹底方お願い申し上げます。